

出雲市における集配郵便局の再編に反対する意見書

日本郵政公社においては、平成19年10月1日の民営化・分社化の実施に向け、窓口業務、郵便物の収集・区分及び配達業務を行っている集配郵便局を都市部の局に集約する再編案が検討されています。この再編案では、現在全国に4705局ある集配局について、来年10月の民営化のスタートまでに、主に都市周辺部や過疎地にある集配局966局を無集配局化するようになっていきます。中国地方では、540の集配局のうち167局（全集配局の30.9%）が無集配局に再編され、郵便の集配業務が広域的に集約される計画であります。

当市では、現在8局ある集配局のうち、稗原郵便局、朝山郵便局、大社郵便局、神西郵便局が窓口業務のみの無集配局となり、集配業務が遠隔化するとともに、土曜・日曜・祝日における郵便窓口が無くなり、郵便物の差し出しや受け取りができなくなるなど、当該地域の市民にとって大幅な郵便サービスの低下となり、利便性の面で都市部との格差が生じてくることが懸念されます。

郵政公社は、将来的には、さらに全国で1088局の拠点集配局に集約しようとしており、こうした集配業務の統合は、地域サービス低下を招くだけでなく、将来の過疎地の郵便局統合の布石となる恐れもあります。

現在、郵便局は、その郵便局ネットワークを活かして、地方公共団体からの委託事務の実施や災害時の相互協力並びに過疎地域の高齢者に対する郵便外務職員による励ましの声かけ「ひまわりサービス」などの地域貢献策を実施することにより、地域の公共的・社会的役割を担っています。

昨年の国会で、竹中郵政民営化担当大臣は「原則として過疎地の郵便局は維持される」と述べていました。早急な集配局の廃止はその言にも反し、地方切捨て、過疎を一層進行させるものであり、許容できません。よって集配局の再編計画に、強く反対するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年(2006)6月28日

出雲市議会